

診療報酬に関する院内掲示

■長期収載品の選定療養について

令和6年の診療報酬改定により、令和6年10月1日から長期収載品を患者さん自身で希望した場合は選定療養費として自己負担が発生いたします。

(長期収載品とは、特許が切れたり再審査期間が終了したりして、同じ効能・効果を持つ後発医薬品が発売されている薬で、薬価基準に長期間収載されてことからその名が付けられました。)

【対象】

- 院外処方、院内処方（外来患者さん）
- 後発医薬品が市販されて5年以上経過した長期収載品、または後発医薬品への置換え率が50%以上を超える長期収載品

【対象外となる場合】

- 医師が医療上の必要性があると判断して長期収載品を処方した場合
- 入院中の患者さんへ処方した場合
- 後発医薬品の提供が困難な場合」

【自己負担額】

- 長期収載品の金額と後発医薬品内での最高価格との価格差の4分の1
※選定療養費には別途消費税も必要となります

※選定療養費のお支払いは、院外処方の場合は調剤薬局、院内処方の場合は当院となります。

※国や地方単独の公費負担医療制度（指定難病・重度・ひとり親などの医療費受給者証をお持ちの方）をご利用の場合も負担の対象となります。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

■医療 DX 推進体制整備加算 算定について

当院は、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。

- オンライン請求を行っております。
- オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察室で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。
- マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- 電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取組を実施し、患者情報の共有を図ってまいります。（※今後導入予定です）

■生活習慣病管理料の算定について

この度、厚生労働省の診療報酬に関して、重大な変更点がありました。

今回の改定は 2024 年 6 月からになります。慢性疾患、生活習慣病の中でも特に重点的に高血圧、糖尿病、脂質異常が、自覚症状なしに進行すると、動脈硬化を引き起こし、心筋梗塞や脳梗塞、慢性腎臓病、脂肪肝からの肝硬変など気づかぬうちに、症状として引き起こされた際には取り返しのつかない病状に一気に進むことも有り、長期的には合併症防ぐための方策として、これまでの特定疾患との位置づけを一段上げて、上記 3 疾患には生活習慣病として嚴重に管理指導 するよう通達があり、さらにその意識をかかりつけ医と患者が共有すべく、書面で治療計画書を作成し、書面に患者様、かかりつけ医の署名が必要となりました。日頃から診療の待ち時間が長いうえに、診察時間も長くなることが予想されます。

治療計画書の作成にご協力いただき、内容をご確認の上、診察室での治療計画書の説明および同意と署名にご協力賜りたく存じます。

当院では、血液検査や、血圧手帳などで症状が安定していることを医師が判断した患者様（十分な観察期間が必要です。）に 28 日を超える長期処方や リフィル処方箋が可能です。医師にご相談下さい。